

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：みなかみ町簡易水道事業特別会計

事業名	簡易水道事業		
事業開始年月日	平成17年10月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名※	みなかみ町	職員数※(H19. 4. 1現在)	7
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	69(H18)	公営企業債現在高(百万円)	1,122
累積欠損金(百万円)		利益剰余金又は積立金(百万円)	7
不良債務(百万円)		財政力指数※	0.48
資金不足比率(%)		実質公債費比率※(%)	21.4(H19)
		経常収支比率※(%)	91.6(H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成17年10月1日 合併前市町村：月夜野町・水上町・新治村] 旧月夜野町の簡易水道事業と旧新治村の簡易水道事業を統合し、みなかみ町簡易水道事業を設けた。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	みなかみ町簡易水道経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	みなかみ町長 鈴木 和雄
既存計画との関係	集中改革プラン（H18～H21）、公営企業経営健全化計画（H19～H28）
公表の方法等	町の広報誌とホームページ及び議会報告
基本方針	社会情勢の変化に合わせ組織の見直し、経営の効率化を図り経費の節減をするとともに、経営統合後は3～5年で水道料金の見直しを行い料金の適正化を図る。未収金等は、個別訪問を行い回収に努める。建設投資については、需要の動向を踏まえ投資規模の適正化、整備進度の調整等に配慮し、過大な投資をしないように努める。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。